

工事の主観的事項の評価（主観点数）について  
（平成29・30年度競争入札参加資格）

工事の適正な履行の確保を図るとともに、事業者の技術力等の向上や社会的貢献への意欲を高めるため、事業者に対する相模原市独自の項目(以下「主観的事項」という。)について評価した主観点数を平成29・30年度競争入札参加資格の認定においても適用します。

なお、今回の定期申請では、次のとおり主観点評価の対象及び評価項目を一部見直します。

1 評価対象の変更

工事の発注状況などを踏まえ、平成29・30年度競争入札参加資格申請から、主観点評価の対象を、相模原市内に本店を有する事業者とします。

2 評価項目の追加

平成29・30年度競争入札参加資格申請から、工事の品質向上や社会、地域に貢献している事業者をより評価するため、「優良工事表彰」、「男女共同参画の取組状況（女性活躍推進法を追加）」及び「若者雇用の取組状況」を評価項目に加えます。評価内容等については、次のとおりとします。なお、全体の配点につきましては「6 評価項目と配点」を参照してください。

（1）優良工事表彰

相模原市優良工事表彰要綱に基づく表彰を受けた事業者に対し、受賞工事に対応する申請業種に配点します。なおJVの場合、構成員である全事業者（相模原市内に本店を有する事業者のみ）が配点対象となります。

本市資料に基づき配点しますので、申請時の提出書類はありません。

（2）男女共同参画の取組状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者に配点します。

申請時には、都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届」（第1面～第4面（次世代法・女性活躍推進法一体型の場合は第1面～第6面））の写しの提出をしてください。なお、申請時に行動計画期間が過ぎていない場合を対象とします。

（3）若者雇用の取組状況

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）を受けている、もしくは「若者応援宣言企業」の宣言を行っている事業者に配点します。

申請時には、「ユースエール認定」の場合は都道府県労働局が交付した認定通知書の写し、「若者応援宣言企業」の場合、若者応援宣言企業PRシートの写しを提出してください。なお、申請時に「ユースエール認定」又は「若者応援宣言企業」の宣言を行っ

ている場合を対象とします。

【参考】従来の主観点項目に関する提出書類

- ・男女共同参画の取組状況（次世代育成支援対策推進法）

都道府県労働局の受付印がある、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（第1面～第4面（次世代法・女性活躍推進法一体型の場合は第1面～第6面））

工事成績評価及び市への貢献度は、市の資料に基づき、労働災害への対応及び障害者の雇用状況は、県の審査結果に基づき評価するため、市へ提出する書類はありません。

3 電子入札システムへの入力について

今回の申請から「労働災害への対応」、「企業の社会的責任」の項目で主観点評価を申請する場合、電子入札システムへ該当の有無を入力する必要があります。入力がない場合、配点の対象となりませんのでご注意ください。

また、該当有とした項目が審査により該当無となった場合、補正指示を行いますので、必ず訂正を行ってください。訂正を行わない場合原則不認定となりますのでご注意ください。入力方法は、市ホームページにて別途ご案内いたします。

主観点の対象は相模原市内に本店を有する事業者のため、市外業者は必ず無を選択してください。

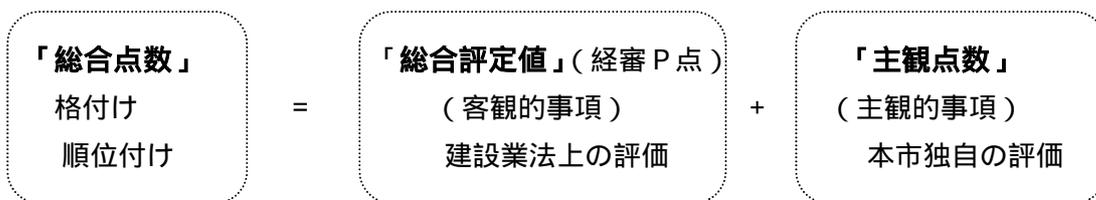
4 指名停止について

次回（平成31・32年度）競争入札参加資格認定より、指名停止を主観点の評価項目に追加する予定です。なお、詳細は次回の入札参加資格認定申請前にお知らせいたします。

5 主観点数の使用方法

主観的事項の評価は、評価項目ごとに点数化したものを配点します。（主観的事項の各評価項目の配点の合計値を「主観点数」という。）

経審（建設業法における経営事項審査）の総合評定値（P点）に、主観点数を加算したものを、「総合点数」とします。この「総合点数」は、競争入札における入札参加条件として使用します。



平成29・30年度競争入札参加資格認定における、総合点数の有効期間は、認定時から平成31年3月末日までです。

なお、毎年度、登録事業者数、発注予定件数等を考慮し、総合点数による格付け（ランク付け）を行います。

## 6 評価項目と配点

項目及び配点	配 点		
	評価点	計算方法	配点の範囲
1. 工事成績評価( 1・2 ) - 20点～25点 (当該申請業種に配点)	80点以上	一律25点	25点
	75点から79点まで	(評価点 - 65) × 1.5	15点～21点
	65点から74点まで	評価点 - 65	0点～9点
	55点から64点まで	(評価点 - 65) ÷ 2	-5点～0点
	50点から54点まで	評価点 - 65	-15点～ -11点
	50点未満	一律-20点	-20点
	2. 市への貢献度 10点を限度とします (当該事業者配点)	相模原市と災害復旧の協定等を締結している事業者	
3. 労働災害への対応 5点を限度とします (当該事業者配点)	建設業労働災害防止協会に加入している事業者		5点
4. 優良工事表彰( 2・3 ) 20点を限度とします (当該申請業種に配点)	定期申請の認定審査を行う年度とその前年度(今回は平成27年度と平成28年度)に相模原市優良工事表彰要綱に基づく表彰を受けた事業者		
	受賞が1年度あたり1回		5点
	受賞が1年度あたり2回以上		10点
5. 企業の社会的責任 10点を限度とします (当該事業者配点)	障害者の雇用状況		
	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を超えて1人以上を雇用している事業者又は義務付けられている事業者以外で障害者を1人以上雇用している事業者		
	男女共同参画の取組状況		
	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者		
	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者		
若者雇用の取組状況			
青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けている、又は「若者応援宣言企業」を行っている事業者			
計70点を限度とします			

### 1 工事成績評価について

平成26年度及び平成27年度において工事が完成し評価された評価点に対し配点します。JVの工事成績は、各構成員の工事成績として反映します。

同一業種で評価点が複数存在する場合は、当該工事件数で除した数値を四捨五入し得た数値に対する配点とします。また、評価点から配点を算出する場合、小数点以下切り捨てとします。

2 平成26・27年度に完成した工事のうち、「とび・土工・コンクリート」で受注した解体工事については、平成29・30年度競争入札参加申請においては、「とび・土工・コンクリート」の工事成績、表彰実績として配点します。

### 3 優良工事表彰の配点例

	受賞回数		配点		
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	合計
例1	0回	1回	0点	5点	5点
例2	1回	2回	5点	10点	15点
例3	1回	3回	5点	10点[注]	15点

注：受賞回数1年度あたり2回以上は一律10点となります。